

道路区域の変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき，道路区域を次のように変更した。

なお，関係図面は告示の日から 2 週間新潟市土木部土木総務課，南区役所建設課及び西蒲区役所建設課において，一般の縦覧に供する。

平成 2 1 年 3 月 2 9 日

新潟市長 篠 田 昭

道路の種類	路線名	区 間	変更前後別	敷 地 の	
				幅員 (m)	延長(m)
県道	長岡栃尾巻線	新潟市南区清水字清水二番 8572 番 1 地先から 新潟市西蒲区門田 25 番 1 地先まで	前	5.9 ~ 26.6	1,119.7
			後 A	5.9 ~ 26.6	1,119.7
			後 B	17.6 ~ 46.7	1,135.7
県道	新潟五泉間瀬線	新潟市南区清水字清水二番 8572 番 1 地先から 新潟市西蒲区門田 25 番 1 地先まで	前	5.9 ~ 26.6	1,119.7
			後 A	5.9 ~ 26.6	1,119.7
			後 B	17.6 ~ 46.7	1,135.7
県道	新津茨曾根燕線	新潟市西蒲区高野宮 3219 番 2 地先から 新潟市西蒲区六分 797 番 4 地先まで	前	6.2 ~ 21.6	257.1
			後	6.6 ~ 52.2	265.2

備考 上記 A 及び B は，関係図面に表示する敷地の区分をいう。